

第1章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

地域福祉とは児童、高齢者、障害者といった限られた人だけを対象とするものではなく、地域に暮らすすべての人が支え合い、いきがいをもって生活していくためのものです。自身だけではなく、様々な個性、あり方をしている人同士が、お互いを認め合い、お互いの立場を尊重し、受け入れていくことが、地域における協働の推進や、人権の尊重につながっていくこととなります。

その上で、それぞれの問題をお互いが自身の問題として理解しあい、行政のみならず、地域住民、当事者が参加し、担い手になるという自助・共助・公助による地域福祉の推進を進めていく必要があります。近年の無縁社会という言葉にあるように、地域のつながりが薄れている中、お互いにつながるためのきっかけを持つことが難しくなりつつありますが、東村山市民全体として、これまでの生活の在り方を見直し、お互いに連帯して支え合っていく意識づくりが必要となってきます。

これらの事から、本計画の策定にあたっては次のような地域社会像を基本理念とします。

認めあい、つなぎあい、支えあうまち 東村山

認めあい ・ ・ 交流することにより、お互いに理解をしあう。
それにより一人一人を尊重していくことができる。

つなぎあい ・ ・ お互いにつながっていくことにより、いきがい(人と人との交流や環境との共生)をもった暮らしや、地域福祉が推進されていく。

支えあう ・ ・ お互いに支え合いながら、住み慣れた地域の中で生活していく。
行政のみならず、住民、当事者が参加することで、福祉の担い手となる。

2. 基本目標

地域福祉の基本理念を実現していくため、本計画においては次の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1

みんなでつながり、参加する東村山の福祉

基本目標2

相談しやすいしくみづくりと わかりやすい情報提供

基本目標3

住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるしくみづくり

基本目標4

福祉を推進していくためのまちづくり

1 みんなでつながり、参加する東村山の福祉

これからの地域社会は参加と協働がより重要となってきます。お互いを認め合い、交流していくことで支え合いの考えを広め、地域福祉の基盤をつくりま

～施策の方向～

お互いを認め合う社会への推進

- ・ 障害のある人への理解の促進として、ノーマライゼーションの理念の推進を図り、ともに生きる社会づくりをすすめていきます。
- ・ 地域での交流等を通じて、住民同士のつながりを促進していきます。
- ・ 「市民産業まつり」、「健康のつどい」、「福祉のつどい」といった様々な機会を通じて、東村山市民の福祉意識の啓発を目指していきます。

個性を尊重し可能性を伸ばす環境の整備

- ・ 障害児教育の充実や就労支援体制の充実等に取り組んでいきます。
- ・ 性別、年齢、国籍、能力、姿形などにとらわれることなく、お互いの存在を認め合い、互いに尊重し合えるような環境を整備していきます。
- ・ 豊かな子ども時代を過ごせるように、家庭、学校、地域が一体となって子供の居場所づくりや学習機会等をつくることに努めていきます。

協働による地域福祉体制の推進

- ・ 市民参加による地域福祉の推進体制の検討・整備を図っていきます。
- ・ 地域コミュニティの推進のため、地域の実情や特性に合わせた展開を行っていきます。
- ・ 住民活動計画である地域福祉活動計画と連携して地域福祉を推進していきます。
- ・ 地域福祉計画の推進・進捗管理体制について、保健福祉協議会や4つの専門部会での検討を含め行っていきます。
- ・ 地域福祉の推進のため、庁内組織のつながりや、関係機関等との連携体制について、一層の強化に努めていきます。

2 相談しやすいしくみづくりと わかりやすい情報提供

世の中や福祉制度の変化により住民が多様な問題を抱える中、「どこに相談に行けばよいのかがすぐにわかる」、「必要な情報を必要とする方が手に入れることができる」といった相談しやすいしくみづくりや、情報提供体制の充実は一層重要となってきます。あわせて、行政の枠組みにとらわれない事業チェック体制や苦情相談窓口の必要性も高まっています。

～施策の方向～

相談体制の充実

- ・ 地域の相談体制について、相談を必要とする方に対してきめ細かい対応ができるよう充実、強化を図っていきます。
- ・ 福祉、子育て、介護、医療の各種相談支援について、それぞれの連携や専門相談の活用など、相談体制の充実に努めていきます。
- ・ 外国語による相談、情報提供への取り組みを進めていきます。

情報収集・提供体制の充実

- ・ 必要な方に必要な情報の提供ができるよう、市報記事の効果的な掲載方法の検討や、多様な媒体（冊子、Web等）による情報提供の充実など、既存広報媒体の最適活用を目指していきます。
- ・ 地域コミュニティの推進の一助となるようエリアごとのイベント情報等を集約・発信について検討していきます。
- ・ 音声読み上げコードの活用や、手話通訳者の養成等、障害特性に配慮した情報提供の充実に努めていきます。

3 住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるしくみづくり

住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、健康に関する意識の向上や健康増進のための活動を進めます。また、地域生活を支える福祉サービスの充実や、安心した地域生活を送るための見守り活動や権利擁護体制の充実を図ります。

～施策の方向～

保健・福祉に対する意識の向上

- ・ 身近な地域で健康増進への意識の向上を図るとともに、健康づくりに関わる3師会、保健推進員会や他の地域団体との連携を強化していきます。
- ・ 食育の普及、促進により、バランスのとれたよい食生活を送ることで、生活習慣病を予防することや、子どもの頃からの食習慣の定着を支援していきます。
- ・ 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう介護予防事業を推進し、市民の意識啓発を図っていきます。

こころとからだの健康増進

- ・ 市民の主体的な健康づくりへの取り組みをベースに、がん予防対策や特定健康診査の実施など、生活習慣病の観点から、専門的な指導・支援を行っています。
- ・ 保健、医療、福祉について関係機関の連携体制を強化していきます。
- ・ 身近な地域で健康相談や診療が受けられるようかかりつけ医、歯科医、薬局の普及・定着を促進していきます。

地域生活を支える福祉サービスの充実

- ・ 障害のある人や高齢者の地域生活を支えるサービスの推進や、自立を促す支援体制の整備を進めていきます。
- ・ 子ども家庭支援センター、子育て総合支援センター、子育てひろばなど、地域における子育て支援サービスの充実を図っていきます。

地域での見守り体制の充実

- ・ 地域での見守り体制を支えている、民生委員・児童委員、老人相談員、社会福祉協議会福祉協力員、保健推進員等の活動を支援していきます。
- ・ 地域包括支援センターと関係団体の連携を強化し、地域における高齢者の見守りと自立支援のネットワークの構築をめざしていきます。
- ・ 子どもを事故・犯罪等から守るため、学校、家庭、地域等が協力して地域の見守り活動や安全対策の推進を行っていきます。
- ・ 新生児が生まれて孤立化しがちな家庭と地域をつなげていくために、こんにちは赤ちゃん事業を推進していきます。

権利擁護支援体制の充実

- ・ 認知症高齢者、障害のある方、児童等の権利擁護の充実を図るため、相談体制の充実や成年後見制度の推進を図っていきます。
- ・ 必要な方へ円滑な支援が行われるよう、関係機関の連絡会議等において、多職種連携を進めていきます。

4 福祉を推進していくためのまちづくり

人にやさしいまちの整備をソフト、ハードの面から推進するとともに、地域の人材育成等を行うことで地域福祉の推進を図ります。

～施策の方向～

安心・安全なまちづくりの推進

- ・ 地域のつながりを強めることで、要援護者に対して平常時や災害時等に円滑な支援が行えるよう、要援護者台帳の整備を進めていきます。
- ・ 日頃から地域における防災・防犯の普及啓発活動を推進していきます。
- ・ その他、東村山市地域防災計画等に沿って、要援護者に対して必要な支援体制の整備を進めていきます。

地域における人材や事業所の育成と充実

- ・ 介護サービス事業者や福祉施設に対して第三者評価の受審を促したり、事業者同士の連携体制の構築を担う体制づくりを進めるなど、サービスの質の向上のための体制づくりを進めていきます。
- ・ 地域福祉の向上のために活動する民間団体に対して、協働の原則に基づきながら、活動内容を充実していく支援を図ります。
- ・ 地域における福祉人材育成や人的資源の活用のため、退職後、地域に戻ってきた方々の知識・経験等を活かす仕組みづくりや、自主グループへの支援体制の在り方を検討していきます。
- ・ 福祉に携わる専門職の育成や質的向上に努めていきます。

基盤的施設整備の多面的・有効的活用

- ・ 地域に根付いた施設としてその利用促進を図ることや、豊かな地域生活を送れるように地域における施設の整備や有効活用について検討していきます。
- ・ 気軽に立ち寄り、様々な人と交流できるよう地域における活動の場や交流の場の確保について検討していきます。

人にやさしい生活・まちの整備

- ・ 東京都福祉のまちづくり条例等に沿った、誰にでもやさしいまちづくりを推進していきます。
- ・ 誰もがまちの中で不自由なく活動できるよう、バリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進していきます。

基本理念： 認めあい、つなぎあい、支えあうまち 東村山

第4次 地域福祉計画

基本目標	施策の方向(案)	障害	高齢	健康
1 みんなでつながり、参加する東村山の福祉	1 お互いを認め合う社会への推進	障害のある人への理解の促進(心のバリアフリーの促進)	高齢者の社会参加・交流の促進	地域での交流等を通じ住民同士の理解の推進
	2 個性を尊重し可能性を伸ばす環境の整備	障害児教育の充実と障害者就労支援の推進		
	3 協働による地域福祉体制の推進	地域の協働による地域福祉体制の推進	協働による地域福祉体制の推進	地域保健計画推進部会における計画の進捗管理
2 相談しやすいしくみづくりとわかりやすい情報提供	1 相談体制の充実	相談体制の充実	相談支援体制の強化	相談体制の充実
	2 情報収集・提供体制の充実	情報のバリアフリー化の推進	情報提供に関する取り組みの充実と情報の集約	保健・医療情報の提供
3 住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるしくみづくり	1 保健・福祉に対する意識の向上			・健康意識の向上 ・食育(栄養)の普及・推進 ・歯の健康の推進
	2 こころとからだの健康増進	地域での保健・医療サービス体制の充実	住み慣れた地域で高齢者を支えるサービスの充実	・がん予防対策 ・特定健康診査・保健指導の充実 ・「健康ひがしむらやま21」の推進 ・介護予防の推進 ・医療体制の充実
	3 地域生活を支える福祉サービスの充実	地域生活を支える福祉サービスの充実		
	4 地域での見守り体制の充実		地域における高齢者の見守りと自立支援のネットワークの構築	
	5 権利擁護支援体制の充実	権利擁護支援体制の充実	権利擁護支援体制の充実	

基本理念： 認めあい、つなぎあい、支えあうまち 東村山

第4次 地域福祉計画

基本目標	施策の方向(案)	障害	高齢	健康
4 福祉を推進していくためのまちづくり	1 安心・安全なまちづくりの推進	安心・安全まちづくりの推進	地域における防災体制の整備	
	2 地域における人材や事業所の育成と充実	地域の人材育成・地域福祉の促進	介護サービスの質の向上と介護給付の適正化	市民主体の健康づくりの支援
	3 基盤的施設整備の多面的・有効的活用		地域に暮らし続けるための環境整備	保健センターの有効活用
	4 人にやさしい生活・まちの整備	福祉のまちづくり(バリアフリー)の促進		

次世代育成支援行動計画の中で別途体系別に分けられているため、ここで再分割はおこなっていませんが、地域福祉計画の基本理念、基本目標を踏まえた計画推進を行います。